

平成28年度第4回清掃審議会

会議録

平成28年11月22日（火）午前10時開会

会場 新潟市役所分館6階 601会議室

平成28年度 第4回清掃審議会会議録

日時 平成28年11月22日（火）

午前10時から

会場 新潟市役所分館6階 601会議室

- 出席委員 山賀会長、菊野副会長、住吉委員、石井委員、掛川委員、片粕委員、
斎藤委員、中澤委員、星島委員、八子委員
- 欠席委員 柴田委員、高橋若菜委員、渡邊委員、高橋まゆみ委員、松原委員
- 事務局 阿部部長、塚本廃棄物政策課長、登石廃棄物対策課長、本望廃棄物施設課長
ほか

1. 開会

- 石崎廃棄物政策課長補佐（開会挨拶・資料の確認）

2. 議事

■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針2）

事務局説明

- 山賀会長：それでは、議事を進行させていただきます。議題（1）新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについてです。なお、項目ごとに説明及び審議、質疑の時間を設けたいと思います。

第2回審議会で配付しました資料7別紙のうち、前半は、資料7別紙5ページ「基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」について事務局から説明していただいた後、質疑といたします。後半は、資料7別紙6ページ「基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」及び7ページ「基本方針4 収集・処理体制の整備」について事務局からの説明後、質疑といたします。最後に、全体を通しての質疑等の時間を設けたいと思います。

よろしいでしょうか。

<異議なし>

- 山賀会長：それでは、事務局から説明をお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長：第2回清掃審議会で配付しました資料7別紙5ページと第3回審議会で配付しました資料5、資料6、資料7をご用意ください。

前回の審議会では、「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の4つの基本方針のうち、「基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」についてご説明させていただき、ご審議いただきました。その後、「基本方針2 事業系のごみ排出抑制と資源化の推進」についてご説明させていただいたところですが、時間により終了となりましたので、本日の審議会は、基本方針2の審議から再開させていただきます。

なお、前回の審議会より日数も経っていることから、簡単ではございますが、基本方針2にかかるポイントを説明させていただきます。

まず、**資料5**で事業系ごみの処理フローについて、**資料6**で事業系ごみの組成調査結果についてご説明いたしました。また、事業系ごみの4つの基本施策に関するこれまでの取組みを**資料7**と**資料7別紙**に基づき、ご説明させていただきました。

資料7別紙5ページをご覧ください。

「基本施策1 制度の周知」では、平成25年度に改訂しました「事業系廃棄物処理ガイドライン」の周知を徹底したことで、事業系ごみの排出量が減少し、中間目標を前倒しで達成することができたことから、評価としましては「○」としました。

「基本施策2 排出事業者のごみ減量への動機づけ」では、「3R優良事業者認定制度」を導入いたしました。認定数が伸び悩んでいることや、事業系のごみ減量への動機づけとなる施策が十分とは言えないことから、評価としましては「△」としました。

「基本施策3 分別及び資源化の促進に向けた誘導」では、市内全焼却施設で古紙やびん、缶などの搬入規制と展開検査を強化してまいりましたが、学校給食残渣以外の食品廃棄物につきましても、今後資源化を推進する必要があるため、評価としましては「△」としました。

「基本施策4 産業廃棄物の混入防止」では、廃プラスチック類などの産業廃棄物に対する分別指導など、取組みの成果が展開検査の結果に表れていることから、評価としましては「○」としました。

以上で、説明を終わります。

■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針2）

質疑・応答

- 山賀会長：**資料7別紙**5ページの基本方針2につきましては、第3回審議会でも説明いただきましたが、本日あらためてポイントを説明いただきました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。菊野委員。
- 菊野委員：3R優良事業者認定制度について質問いたします。評価が「△」となっており、認定件数が伸び悩んでいるというご説明でした。目標とする認定件数や、例えば全事業所のうちのどれだけの割合の事業所を認定したら評価が「○」になるのかなど、評価するための指標はあるのでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：事業者に対するごみ減量への動機づけとして、平成25年度から始めた制度です。事業者の取組みへのインセンティブについて、何かできないかと始めたところがございます。しかし、認定を取得するメリットを事業者にお示しできていないところがあります。事業者のイメージアップを図るため、市ホームページや広報紙等でご紹介していますが、十分な周知がされていないのが現状でございます。

ご質問は認定件数の目標とのことですが、制度開始時に認定件数などの目標は設定しておりません。昨日、新潟市暮らしの点検・評価アドバイザー会議が開催され、事業系ごみ減量化事業についての意見交換が行われました。アドバイザー会議については新聞報道もされたところです。会議では、3R優良事業者認定制度についての意見交換も行われ、評価方式や25個ある評価項

目の見直しなど、ご意見をいただきました。申請・認定件数が減少していることから、清掃審議会やアドバイザー会議での意見などを参考に、今後制度の見直しなどの対応をしまいたいと考えています。また、成果指標、目標値を出さなければならないと考えております。

- 山賀会長：他にご意見、ご質問ありますか。八子委員。
- 八子委員：ただいまの菊野委員の質問に関連しますが、3R優良事業者認定制度の効果・課題として、制度導入当初多かった申請・認定件数が近年減少していると記載があります。最近、新聞を見ますと中小企業の倒産や統廃合等、あるいは事業縮小について報道されることがありますが、3R優良事業者認定制度への申請・認定件数が少ないことと何らかの関係性があるのでしょうか。認定制度は、事業者に対するごみ減量への動機づけとなり、取組みの強化につながっていくと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：認定期間は3年です。認定を受けた事業者は3年で更新となります。制度が始まった平成25年度に認定を受けた事業者は、今年度が更新時期となっています。認定を受けたすべての事業者より更新の申請をいただいているところです。ただし、先ほどご説明しましたとおり、制度により認定された事業者へのメリットを見出すこと、また、ごみ減量への動機づけがどのようにできるのか、検討しているところでございます。認定を受けているということ、できるだけ周知できることが望ましいと考えています。今後、認定によるメリットを見出すために、必要により事業者に意見聴取するなどしていきたいと思っております。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問ありますか。八子委員。
- 八子委員：新潟県では表彰式が開催され、認定を受けた事業者が顕彰されています。表彰式とともに講演も行われますが、式典に参加されるのは表彰を受けられる方が主であり、市民の方が参加されることはほとんどないと思われまます。このように、ごみ減量に積極的に取り組んでいる事業者をもっとPRすることができれば良いと思います。良いところは大いにPRしていいと思います。総合福祉会館ではCO₂削減のため、2基あるエレベーターのうち、1基を停止しています。停止している成果として、どれくらいCO₂を削減できたかをPRしています。なおかつ、エレベーターは1基しか稼働していませんのでご了承いただきたいという掲示もあり、すごく良いPRだと思います。総合福祉会館は、いろいろな方が利用されますのでPRになりますし、自分たちの行動や努力が認められる、何かの役に立っているということが分かり、価値観の共有につながります。事業者のごみ減量に関する取組みが、もっと見える化できればと思います。事業者の取組みや効果をもっと多くの方に伝わるよう、制度の工夫をしていただければと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：認定を受けたことによる効果が、多くの方に見えるようにすることは大切なことであると思っております。今後、制度の見直しを含め、検討させていただきたいと思っております。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問ありますか。中澤委員。
- 中澤委員：ごみ減量の一環として、一時期「マイ箸」の持参が言われていたと思います。会合があるたびにマイ箸持参を取り組んでいましたが、最近あまり聞かなくなったようです。事業者の取組みの一つとして、「マイ箸」持参を促進することも、ごみ減量の一環として考えていくこともいいのではないのでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。

- 塚本廃棄物政策課長：皆さま既にご存知のとおり、清掃審議会ではリユースカップを利用しています。現在、使い捨て容器の削減とリユース食器の普及のため、自治会・町内会やPTA等のイベントの際に、リユース食器の無償貸出しを行っており、食器や箸など各種類500個まで利用していただくことができます。主に自治会のイベントでご利用いただいている状況です。委員ご発言のとおり、「マイ箸」持参が言われた時期がございました。現在、マイボトルキャンペーンを実施していますが、マイ箸キャンペーンは実施していないと思います。私の記憶では、間伐材の有効利用として割り箸を作ることは有効であると聞いたことがございます。ただし、使い終わるとごみになってしまいます。いろいろな考え方があると思いますので、少し検討してみたいと思います。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問ありますか。八子委員。
- 八子委員：リユース食器の普及について質問いたします。パンフレットを見ますと、リユース食器の貸出しを行っている業者は、2つの事業所だと思います。市内に2カ所ですので、食器を借りる際及び返却する際は各業者まで行くことになるため、手間や時間が掛かります。このため、リユース食器の利用を控える傾向があるのではないのでしょうか。利用者の拡大のため、貸出しをする業者を増やすことはできないのでしょうか。2カ所だけではなく、もう何カ所かあると便利だと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：現在、リユース食器の貸出しを行っているのは北区及び中央区の2業者です。リユース食器の受け渡し方法として、自分で直接受け取り及び返却するか、または、配送料を負担し配送にすることを利用申込の際に選ぶことができます。リユース食器を利用いただいている団体の皆さまからは、好評をいただいています。貸出業者が北区と中央区のため、利用いただいている団体が北区に偏っている傾向があります。徐々に利用件数を増やしていきたいと考えております。また、リユース食器を取扱う業者数の増も検討していきたいと考えます。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問ありますか。住吉委員。
- 住吉委員：**資料7別紙**5ページ、「基本施策2 排出事業者のごみ減量への動機付け」についてお聞かせください。ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案とありますが、費用対効果が非常に重要になると思います。私の所属している大学のごみ減量について、常々頭を悩ませているところです。資料では、これまでの取組みとして、平成25年度に改訂した「事業系廃棄物処理ガイドライン」を活用したごみ減量の推進と記載されています。ガイドラインについて、近年は改訂されているのかお尋ねします。また、今後、ごみ減量がコスト削減につながる方法について、どのような提案や改善などの取組みを行っていくのか、あるいは、事業者の意識向上をどのように図っていくのかお尋ねします。
- 登石廃棄物対策課長：一点目の「事業系廃棄物処理ガイドライン」については、平成25年度の改訂後に変更はありません。ガイドラインについてはパンフレットを作成し、事業所に配布し周知しました。ガイドラインに基づき、事業所への指導を行っているところです。

二点目のごみ減量がコスト削減につながる方法の提案についてです。第3回清掃審議会で配付の**資料6**事業系ごみの組成調査結果が示されています。平成27年度の事業系可燃ごみの組成割合は、生ごみが約30.7%、紙類が34.2%、プラスチック類が18.6%となっています。コスト削減の観点になりますと、ごみを減量することにより焼却量が減りますので、焼却に要す

る費用を削減することは可能であると思います。一方で、生ごみのリサイクルなど資源化するためには、通常の焼却処理よりも費用が掛かるのが現実かと思います。ある程度の費用が掛かることも考慮しながら、事業者の皆さまに提案していきたいと考えています。

■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針3及び4）

事務局説明

- 山賀会長：それでは引き続き、**資料7別紙**6ページ「基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」及び**資料7別紙**7ページ「基本施策4 収集・処理体制の整備」について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：「基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」について、ご説明させていただきます。

資料7別紙の内容を説明する前に、本日配付の**資料1**違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進にかかる取組みをご覧ください。

「1 ごみ集積場における違反ごみ対策」についてです。家庭から出されるごみの集積場は、自治会・町内会の皆さまのご協力のもと、日々適正に管理されているところでございます。また、地域のクリーンにいがた推進員の方々と連携しながら、ごみ出しマナーの向上に努めてまいりました。

ごみ集積場設置等補助では、ごみ集積場の設置や修繕、看板の設置費用に対し、補助対象経費の4分の3以内、補助限度額は1集積場あたり15万円とする事業を行っております。折りたたみ式の集積場では、固定式と異なり、数年おきの交換が必要になる課題もありますが、高い補助率から多くのご要望をいただいているところでございます。また、ごみ集積場に掲示する曜日看板や排出禁止看板を、希望する自治会・町内会などに配布しております。

違反シールの貼付数では、収集日以外や未分別のまま出されたごみには、収集できない理由を明記した赤い違反シールを貼付し、ごみを出された方へお知らせしております。違反シールの貼付数が、年々減少している状況から、ごみ分別制度の趣旨が徐々に浸透しているものと考えております。

清掃事務所職員によるごみ集積場の早朝巡視では、実際に市民の皆さまと接しながら、日頃のごみ分別に対する相談業務を行っております。今後は、平成30年度に目指しております巻広域地区の分別統一に向け、当該地区の巡視を重点的に行う予定としております。

次に、「2 地域と連携した美化活動」についてです。地域での美化活動への意識向上を図るため、ボランティア清掃への参加を促進しております。自治会・町内会が主体となつて行うボランティア清掃、福島潟や鳥屋野潟でのクリーン作戦、海岸での一斉清掃における参加者数は年々増えており、およそ15万人の方から清掃活動に参加していただいている状況でございます。

なお、表に記載の一番下の数値は参考として、大学生や専門学校などを主体とする美化啓発活動・ボランティア清掃の参加者数を掲載しています。この参加者数は、市で把握している人数となります。年々参加者数は増加しておりますが、全体に占める若年層の割合は少ない状況であるとと考えております。年代別の人数が把握できないボランティア清掃への参加者には、若年層も含まれておりますが、美化活動への意識向上のため、引き続き啓発を進めてまいります。

また、一斉清掃や側溝清掃などの活動に対する補助、市で処理できないタイヤなど不法投棄物

の運搬や処分にかかる経費を補助することで、地域における清掃活動を推進しております。

それでは、**資料7別紙**6ページ「基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」をご覧ください。3つの基本施策を掲げております。

「基本施策1 ごみ集積場における違反ごみ対策」についてです。新ごみ減量制度開始当初の呼称とした「プラスチック製容器包装」と「有害危険物」につきまして、歯ブラシなどのプラスチック製品や割れ物、包丁などの分別誤りが多く見られたことから、平成25年度にわかりやすい呼称として、「プラマーク容器包装」と「特定5品目」に変更いたしました。

また、適正に管理された集積場を維持するため、先ほどご説明いたしました集積場設置等に対する補助制度や周知看板等の配布、収集用コンテナを清潔に保つことで、分別が守られやすいごみ集積場の環境づくりを目指してまいりました。さらに、進学等で一人暮らしを始める大学・専門学校の新入生を対象に、本市の分別制度を周知する機会を設けているところでございます。

評価としましては、一部の共同住宅などで違反ごみや分別マナーが徹底されず、引き続き分別等の指導が必要ではありますが、違反ごみに貼付されるシール数が平成24年度と平成27年度の比較で16.7%減少していることから、「○」としました。

「基本施策2 ごみ資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り」についてです。ごみ集積場からのいわゆる資源物の持ち去り行為を防止するため、市で定める者以外による収集及び運搬を禁止する条項を追加する条例の一部改正を平成23年6月に行い、あわせて周知を図るため禁止看板を設置してまいりました。また、先ほどご説明いたしましたが、清掃事務所職員による早朝巡視パトロールを実施し、持ち去り行為の抑止を図ってまいりました。常習者に対しては、警告書や禁止命令書を発行するなど、条例の適正な運用に努めてまいりました。

評価としましては、市民からの持ち去り通報件数が平成23年度では140件あったものが、平成27年度では12件と、条例の一部改正後に大幅に減少したことから、「○」としました。

「基本施策3 地域と連携した美化活動・ばい捨て防止活動の推進」についてです。地域における快適な生活環境の確保に資することを目的とし、空き缶などのばい捨てや制限地区での路上喫煙を防止する条例が、平成20年10月に施行されました。条例の周知を図りながら、環境美化指導員による巡視と指導を実施し、特に年末年始や帰省時期には観光客や帰省者への対応として、市内の飲食店などに条例周知の協力をお願いしております。このような取組みにより、違反者への過料徴収件数は、平成24年度の51件から平成27年度は17件と大きく減少したところであり、市民の皆さまのご理解をいただいているものと考えております。

また、地域の生活環境の保全と美化活動への意識向上を図るため、自治会・町内会が行うボランティア清掃や区で行われるクリーン作戦などの一斉清掃に対して、ごみ袋や軍手を配布することで活動を支援しております。さらに、環境美化活動を積極的に行い、きれいなまちづくりに努めている個人・団体に感謝状を贈呈することで、意識の向上と啓発を図っております。

評価としましては、過料徴収件数の減少やボランティア清掃参加者数の増加などから、「○」としました。

以上で、基本方針3の推進について説明を終わります。引き続き、基本方針4についてご説明いたします。

本日配付の**資料2**廃棄物処理施設の状況をご覧ください。平成28年4月1日現在の廃棄物処

理施設の配置図になります。左下の表に記載のとおり、現在4つの焼却施設が稼働しておりますが、これまでごみ減量化・資源化の取組み効果により年々ごみ処理量が減少していることから、効率化を図るため、白根グリーンタワーと新津クリーンセンターの焼却施設の運転を停止したところでございます。現在、両施設は、市民の皆さまが直接ごみを持ち込める中継施設としております。

なお、焼却施設④の豊栄環境センターは、本市と聖籠町で構成されます一部事務組合によりごみ処理施設の運営を行っており、北区豊栄地区と聖籠町のごみを処理しております。

次に、**資料3**焼却施設の稼働状況をご覧ください。先ほどご説明いたしました、現在稼働している4施設を一番左側に、参考として、平成27年度末までに焼却を停止した新津クリーンセンター及び白根グリーンタワーの二つの中継施設をまとめています。一番右側に、市全体の平成27年度実績を記載しており、⑦稼働率は75.1%となっています。なお、平成27年度実績ですので、新津クリーンセンターを含めた稼働率となっております。新津クリーンセンターが停止した平成28年4月以降の状況は、後ほどご説明いたします。

また、⑨発電設備・有無をご覧ください。本市には、発電設備を備えている焼却施設が3施設ございます。基本的には、発電した電力は施設内で利用され、余剰分を売電しております。特に、亀田清掃センターでは基幹改良工事により、これまでの5,100キロワットから平成27年12月に5,500キロワットの発電ができる設備に改良したところでございます。

次に、**資料4**収集体制及び廃棄物処理施設の整備についてをご覧ください。

「1 収集・処理体制の整備」についてです。減少するごみ量に対し、より効率的な施設運営を推進するため、平成25年度から新津地区における一部の燃やすごみの搬入先を、発電設備を有しない新津クリーンセンターから、発電設備を有する亀田清掃センターへ変更いたしました。なお、平成28年度からは新津クリーンセンターの焼却施設の運転停止により、全量を亀田清掃センターに搬入しております。

また、より付加価値の高い資源化を推進するため、巻広域地区の粗大ごみの搬入先を、鎧瀧クリーンセンターから新田清掃センターへ変更し、焼却時に発生するメタルとスラグにあわせ、破碎処理による鉄、アルミニウムの資源化を推進しているところでございます。

一方で、古紙の資源化の促進とコミュニティ協議会などが行う地域活動を支援するため、コミュニティ協議会単位での集団資源回収モデル事業を実施しました。平成26年度には秋葉区のすべてのコミュニティ協議会で、平成27年度には南区の2つのコミュニティ協議会でモデル収集を開始したことで、コミュニティ協議会への奨励金交付による支援とともに、行政収集を廃止することにより、収集運搬経費を削減することができました。

「2 効率的な施設運用」についてです。平成24年度から新田清掃センターと第4赤塚埋立処分地において施設の委託を開始したほか、平成26年度には亀田清掃センターの業務の一部で委託を開始しました。人件費や物件費などの経費を節減しただけでなく、特に新田清掃センターでは、長期にわたる計画的な維持管理が可能となりました。また、亀田清掃センターにおいては、主要機器の更新による施設の延命化及び施設から排出されるCO₂を削減するため、平成24年度から平成27年度にかけて、基幹改良工事を行ってまいりました。

「3 廃棄物施設の整備等」についてです。ごみ処理量の減少に伴い、焼却施設の稼働率が年々低下していく中、先ほどご説明しました焼却施設の運転停止による中継施設化や施設の更新、延

命化のための基幹改良工事を実施してまいりました。また、家庭から大量排出されるごみを、自ら施設へ持ち込むことができる直接搬入につきましては、居住地区によって搬入先の施設が制限されておりましたが、市民の皆さまの利便性向上のため、平成24年度から受入区域を拡大するとともに、亀田清掃センターで一部制限されていた燃やさないごみの搬入についても、受入れを開始したところでございます。

「4 その他」の取組みとして、施設の更新や廃止によるCO₂の削減、水銀・鉛が含まれる可能性の高い家電製品を燃やさないごみや粗大ごみから抜き取ることで、破碎処理後の焼却を防止しております。さらに、新田清掃センターと鎧瀉クリーンセンターの焼却施設で発生する溶融スラグを埋め戻し材などに利用することで、埋立地の延命化を図っております。

資料の一番下には、平成24年度から平成28年度までの焼却施設の稼働率をグラフ化しております。先ほどご説明しましたとおり、平成27年度では75.1%となっています。平成28年度の稼働率は推計値となりますが、新津クリーンセンターの運転停止により85.8%まで上がる見込みでございます。

それでは、**資料7別紙**7ページ「基本方針4 収集・処理体制の整備」をご覧ください。4つの基本施策が掲げられております。

「基本施策1 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築」についてです。焼却するごみ量が減少する中、稼働率の上昇による発電量の向上を目的とし、一部地域の燃やすごみを亀田清掃センターへ集約いたしました。また、稼働率の低い新津クリーンセンターの焼却を停止したところでございます。

評価としましては、今後予測されるごみ量の変動に伴い、安定的・効率的な収集体制の検討が必要ではありますが、平成28年度の焼却施設の稼働率が85.8%に上がる見込みであることから、「○」としました。配付資料では評価欄が「△」となっておりますが、「○」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

「基本施策2 効率的な適正処理・処分の実施」についてです。現計画に記載されております新田清掃センターの運営の委託化、施設の更新等による長寿命化、低炭素化を推進してまいりました。評価としましては、目標以上のCO₂の削減が図られたことから、「○」としました。

「基本施策3 廃棄物処理施設のあり方の検討」についてです。効率的な施設運営を行うため、ごみ量の推移など近年の状況を踏まえながら、白根グリーンタワー及び新津クリーンセンターの2つの焼却施設を停止しました。低下を続けていた焼却施設の稼働率は、新津クリーンセンターの停止により、平成28年度には85.8%まで上がる見込みではありますが、人口減などによるごみ量の減少や既存施設の老朽化、平成30年度を目指している巻広域地区での分別統一などの状況を踏まえながら、本市における施設のあり方について引き続き検討してまいります。なお、検討の際には、他都市の動向や最新のリサイクル技術なども踏まえながら、総合的・長期的な施設整備を行う必要があると考えております。

評価としましては、これまで行った焼却施設の見直しなどにより、平成28年度の稼働率が上がる見込みであることから、「○」としました。

「基本施策4 大規模災害に備えた事前の体制整備」です。本市は、新潟地震の被災経験、先般の熊本地震など県内外の被災自治体への支援実績を有しておりますが、今後発生が予測される大規模災害では、平常時とは性状が異なる膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理すること

が復興への第一歩となっております。

災害発生時の廃棄物処理につきましては、新潟市地域防災計画に明記しておりますが、平成26年3月に大幅に改定された環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成27年度に新潟市災害廃棄物処理計画を策定いたしましたところでございます。

なお、平成25年度には、市内24業者が加盟する新潟市清掃委託連絡会と「災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」を結び、災害時に家庭や避難所から発生する一般廃棄物を円滑に処理することといたしております。

また、災害時応急対策マニュアルの作成や災害時特有の量や廃材のがれき等を迅速に処理するため、プレスパッカー車を導入したところでございます。

今後は、し尿・浄化槽の処理に関する各種協定の締結、計画の実効性を高めるための関係機関と連携した災害対応訓練の実施、市民・事業者の皆さまへの啓発を推進するとともに、他都市との応援・連絡体制の強化を図ってまいります。

評価としましては、今後、計画の実効性を高める取組みが必要となりますが、大規模災害発生に備え、災害廃棄物の発生量の推計や処理フローなどを示した、新潟市災害廃棄物処理計画を策定したことから、「○」としました。

以上で、説明を終わります。

■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針3及び4）

質疑・応答

- 山賀会長：資料に基づき、基本方針3及び基本方針4について説明いただきましたが、内容が多くありますので、まず、**資料7別紙**6ページの基本方針3についてご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。掛川委員。
- 掛川委員：「基本施策3 地域と連携した美化活動・ぼい捨て等防止活動の推進」について確認をしたいことがあります。一斉清掃とボランティア清掃の違いは何でしょうか。一斉清掃は区単位で実施するような清掃ということでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：一斉清掃は、各区で一斉に行われる海岸清掃や亀田郷土地改良区が中心となり行われる亀田郷の一斉清掃など比較的大規模で行われる清掃活動になります。ボランティア清掃は、自治会・PTAなどが主体となって行われる地域の美化活動、清掃活動になります。住んでいる地域をきれいにするというイメージです。どちらも、基本的にはボランティアの方が参加する形態になりますが、活動の規模や実施主体により区分しています。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。掛川委員。
- 掛川委員：ボランティア清掃は、申請してから実施することになっています。特に夏場になると、多くの皆さまが海岸清掃に取り組みされるため、同じ場所で期間が空かないうちに別の団体の方が清掃活動をすることがあるようです。申請をしてから清掃活動をしますので、団体の清掃活動の実施状況や予定などの情報を公開することができないでしょうか。公開することで、清掃していない場所を清掃していただくなど効果的な活動につながれると思われれます。いかがでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。

- 登石廃棄物対策課長：委員のご発言をお聞きしますと、まだまだPRが不足していると感じますが、一斉清掃については、市ホームページやフェイスブック「きれいが一番」などによりお知らせをしています。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。掛川委員。
- 掛川委員：ボランティア清掃については、自治会・町内会などの団体で取り組まれていると思いますが、清掃活動実施にあたって、PRなどはされていますか。
- 登石廃棄物対策課長：自治会・町内会やPTAの方が取り組まれているボランティア清掃については、市では周知していません。
- 塚本廃棄物政策課長：委員のご発言の趣旨は、例えば地図上で、この場所は清掃活動が終わっているということを確認できれば、同じ場所を別の団体が重複して清掃活動を行うことができなくなり、効果的な清掃活動につながれるということかと思えます。地図上で見える化ができれば、あえて同じところを清掃せず、別な場所を清掃していただけるなど、より効果のある清掃活動が行えるということかと思えます。
- 山賀会長：掛川委員、いかがでしょうか。
- 掛川委員：私自身が関屋浜などの海岸清掃を行ったときに感じたことです。関屋浜は多くの団体が清掃活動を行います。清掃活動の申請の段階で、既にこの場所は清掃活動が行われたことなどを教えていただければ、別の場所で清掃活動を行うことを考えることもできます。また、既に清掃活動が行われた場所はきれいになっており、清掃活動を行う意味がない状態になります。申請の段階などで清掃活動の状況を公開したり、お聞かせいただいたりしたほうが、効果的に清掃活動ができるのではないかという意見です。
- 登石廃棄物対策課長：貴重なご意見として、今後検討させていただきます。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。斎藤委員。
- 斎藤委員：ボランティア清掃についてですが、私が活動している地域では、毎年春に実施しています。春に実施する理由として、海岸には捨てられるごみのほか、冬場の風の影響で飛んでくるごみがものすごくたくさんあります。清掃活動のPRは地元で行っており、清掃活動に参加するのも地元の方をお願いしていますが、春先ということもあり参加者が少なく、固定化されている状況です。コミュニティ協議会のフェイスブックでお知らせし、毎年4月に実施しています。また、お知らせしますので、ぜひ来てください。午前8時から1時間程度行いますが、ごみの量はかなりあります。最初に清掃活動を行った年は非常にごみ量が多く、清掃活動の前後で景色が変わりました。先ほど、風の影響があると申し上げましたが、やはり、捨てていくごみが減っていると思われま。きれいにしておくのと捨てられないことがあるようです。ただし、あまり人目に付かないような場所は、ごみが多い状況です。清掃活動は毎年行っていますが、一部には心ない人がいます。釣り用具やお弁当の空が袋ごと捨てられたり、一升瓶をカートごと何本か捨てられたりしているほか、セメントの入った袋が使用されないまま捨ててあり、水を吸って固まっていたり、テレビのようなものやポリ容器などいろいろなものがあります。夏は一斉清掃を実施していますが、春は地元での清掃活動を実施しています。

違反ごみの取扱いについてお聞きします。違反ごみについては違反シールが貼られ、収集されないことからごみ集積場に置かれたままになります。ごみ集積場を清掃する当番の方が後始末をすることもあります。私が当番の時に違反ごみがあった場合は、最初は自宅からボランティア袋

を持っていき、違反ごみを分別し、収集してもらうようにしていましたが、最近では違反した人にごみの出し方が間違っていることに気づいてもらうため、ごみ集積場にそのまま置いておくことにしました。それでも、ごみ当番の人が我慢できない場合は、当番の方がご自分で処理することもあります。違反ごみについてどう対応したらいいのか聞かれることがあり、方法はいくつかあると思いますが、私も返答に困ることがあります。ボランティア袋の活用もあるかと思いますが、周知されていない状況もありますので、違反ごみへの対応について、どのように対処したらよいかお聞きします。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：自治会・町内会により、対応が異なっているのが現状です。委員ご発言のとおり、クリーンにいがた推進員等の方がボランティア袋を活用しごみ集積場をきれいにしておく場合と、ごみを出した方に違反したことが分かるように数日間のごみ集積場に置いておく場合の2つの方法が多いようです。市から、一概に対応をお示しすることはできませんので、自治会・町内会に対応をお願いしているのが現状です。なお、プライバシーの問題もあることから、違反ごみの袋の中身を見ることは、控えていただくようお願いいたします。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。八子委員。
- 八子委員：先ほどの掛川委員のご発言は、大変貴重なご意見だと思います。自治会・町内会での清掃活動については、1カ月前や数週間前などに地元の広報紙で周知されます。また、西川や新川での清掃活動は年間行事として、年度初めの総会のときに今年度の行事として周知されます。おそらく、他の自治会・町内会でも同じように周知されていると思われます。清掃活動の実施場所や日程などを、市のホームページなどで地図上に公開していれば情報が伝わり、清掃活動に参加しようという意識が出てくると思います。平成28年4月に農業サミットがあり、サミットに先立って清掃活動が行われました。私の住まいは中央区ではありませんが、清掃活動の実施場所や日程を事前に知ることができ、時間が許すならば、清掃活動に参加した後に別の仕事をするなど、やり繰りをするすることができます。清掃活動の情報を知るのが、1カ月前だと既に予定が入っていることがあります。今回の掛川委員のご意見を貴重な意見として検討され、市民の意識高揚を大いに図っていただきたいと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：清掃活動に多くの方から参加していただけるよう、情報提供についてはあらゆる広報媒体を検討していきたいと思います。清掃活動には、多くの方から参加していただけることが良いと思いますので、前向きに検討したいと思います。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。片粕委員。
- 片粕委員：路上喫煙防止の課題として、一部の繁華街では他の地域に比べ路上喫煙率の減少が少なく、年末年始や帰省時期、観光客に対する周知徹底を必要としています。今後、どのような周知方法を考えているのでしょうか。私はたばこを吸わないのですが、喫煙される方からは、路上喫煙禁止地区であることが分からなかったという意見がありました。禁止地区であることを明確にするために、今後取り組まれることがあるかお聞きしたいと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：路上喫煙制限地区である新潟駅前や新潟駅南口、万代地区、古町地区では、路面表示や看板などで周知を図っています。制限地域内で喫煙をしますと1,000円の過料と

なります。また、環境美化指導員6名が定期的にパトロールを実施しています。巡視は、日中に限らず毎週木曜日の夜間も行っています。路面表示を見る前に、駅から出られてすぐに喫煙をされるおそれもあることから、極力、事前の周知に努めています。電車が新潟駅に近づきますと、車内にあるデジタルサイネージに路上喫煙制限地区であることを表示し周知しているほか、新潟駅や万代地区の地下から上がってくる階段にも表示をしていますが、どうしても過料をいただくケースがあります。過料をいただく際は、路面表示などを確認していただき路上喫煙制限地区であることを説明しているところですが、制限地区であることが分からなかったために喫煙されることがあるのが現実です。

- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。住吉委員。
- 住吉委員：資料7別紙6ページの基本施策1にある、大学・専門学校と連携した啓発活動強化については、大変いい取り組みであると思います。大学等の新入生を対象とした説明会を開催し、ごみの分別に関する説明をすることは、とても重要なことであると思います。この説明会の対象校数や実施回数をお聞かせください。また、対象校数や実施回数について、年次的な増減があるようでしたら、推移についてお聞かせください。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：大学・専門学校での説明会は継続して実施しており、ご協力いただいているのは約20校、実施回数では約40回となっています。学生向けのパンフレットを作成し、約1万3,000部を配布しています。実施回数については年次的に多少の増減はありますが、学校のオリエンテーションなどの時間をいただき、職員が出向いて説明をさせていただいております。ごみの分別は、市町村によって全く違います。それまでお住まいになっていた地域のごみの分別と、新潟市のごみ分別は違うことから、年度の初めに実施しております。また、市では平成27年3月からスマートフォンなどで利用できるごみ分別アプリを公開しています。お住まいの地域を入力していただくとごみ収集カレンダーを確認することができます。説明会でアプリを紹介するなどし、ごみ分別の協力をお願いしているところです。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。住吉委員。
- 住吉委員：ごみ分別アプリのダウンロード件数は、施策の効果として成果指標になると思います。また、説明会の実施が約20校とのことですが、若年層のごみ分別が悪い状況が見受けられるますので、説明会を実施する学校数を増やしていただき、学生にごみ分別を周知していただきたいと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：説明会の実施については、拡大する方向で学校に働きかけをしていきたいと思っています。アプリについてご意見をいただきましたが、本市が作成したアプリはごみ分別のほか、子育て応援と防災がございいます。ごみ分別アプリのダウンロード数は、約1万5,000件でございいます。アプリのコメント欄では、良い評価をいただいているところです。
- 山賀会長：基本方針3につきまして、いろいろなご意見、ご質問をいただいておりますが、時間の関係もございいますので、資料7別紙7ページの基本方針4にうつります。ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。星島委員。
- 星島委員：資料7別紙7ページの基本施策3のこれまでの取り組みとして、新津クリーンセンター及び白根グリーンタワーを停止し中継施設化したことについてです。大規模災害発生時には災害

廃棄物処理計画に基づき対応すると思いますが、普段のリスク管理という考え方で、万が一、現在稼働している亀田清掃センターが運転できなくなった場合に、新津クリーンセンターや白根グリーンタワーを再稼働することは可能でしょうか。リスクに対する備えについて、お聞きしたいと思います。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：市議会で説明した際も、同じようなご指摘をいただきました。いったん停止した焼却炉を再稼働することは費用もかかることから難しいことです。熊本地震に関しては、廃棄物対策課及び清掃事務所職員を益城町の支援のために派遣しました。益城町のごみ処理は一部事務組合で行われています。熊本市の西部にある焼却場が破損し、復旧に時間がかかりました。大規模災害発生時は、広域による処理を考えなければなりません。現実問題として、近隣市町村、県内、県外、あるいは全国に分散して処理するという形となります。熊本市で発生したがれきが川崎市で処理されるなど、全国的に分散して処理がされているところです。大規模災害発生時は協定などにより広域的な処理をする必要があります。
- 星島委員：大規模災害発生時の際の対応は分かりました。例えば、亀田清掃センターの処理能力は市内にある焼却施設の中で一番能力が大きいと思いますが、何らかの原因で停止してしまった際に、残りの3カ所ですべてのごみを処理できるのかということをお聞きしたいと思います。数年前に大停電もありました。清掃センターが停止した場合のリスク管理は、きちんとされているのでしょうか。
- 本望廃棄物施設課長：清掃センター施設が故障することも考えられますし、トラブルもごさいます。平成28年度の稼働率の推計が85.8%であり余裕がごさいますので、他の余裕のある施設にごみを搬入するなど、調整し処理することになります。それでも処理ができない場合は、隣接市町村、近隣の施設に処理を依頼し対応することになります。他の施設でも故障があった場合には長期間にわたって修理する場合がございますので、その間のごみ処理については、相互応援で対応してまいりたいと思います。
- 塚本廃棄物政策課長：市議会の委員会で説明した際も、同じようなご指摘をいただきました。環境省で焼却施設稼働率の計算方法を示しています。年間365日稼働するというのはあり得ないことですので、点検などに要する日数を差引き、年間280日を分母として稼働率の計算をしています。一時的に100%を超えたからといって直ちに処理能力を超えるということではなく、ある程度は受け入れられる安全係数を見えています。大規模な故障などで長期間にわたって施設が利用できない場合などは、先ほど説明しましたとおり、近隣の市町村の支援をいただくこととなります。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。八子委員。
- 八子委員：一点目は、**資料7別紙**7ページ、基本施策2のこれまでの取組みで、施設の委託化とありますが、どこにどんな形で委託したのかなど、詳細な説明をお願いしたいと思います。

二点目は、埋立処分地延命化のための溶融スラグの有効利用についてです。先ほど、埋め戻し材として利用するという説明がありました。赤塚埋立処分地は第1～第3の埋立が既に終了しており、現在は第4処分地となっています。自然環境の豊かな土地である田畑を埋立処分地に充てなければならないのは地理的な制約もありますが、心が痛むところです。溶融スラグは埋め立て材としてどのような利用方法があるのか、有害物質が出ることはないのか、安全面は大丈夫であ

るのかという気持ちがあります。弥彦山、角田山は休火山ですし、災害関係の話をした際、活断層も存在しているとのことでしたので、心配な面もあり質問いたしました。

○ 山賀会長：事務局、お願いします。

○ 本望廃棄物施設課長：一点目の施設の委託化についてですが、新田清掃センターと第4赤塚埋立処分地につきましては、新しい施設に更新しました。新田清掃センターは、古い焼却施設を廃止して新しく施設を建設しました。施設の運転は今まで市職員が行っていましたが、民間業者に委託し運転しています。赤塚も同様で、新しい処分地になり、重機による埋立作業を民間業者に委託しております。これにより、市職員が行うよりも経費の削減ができたということでございます。

二点目の溶融スラグの有効利用についてですが、焼却により発生した灰を溶融し冷やすことでガラス状の黒いものができます。有害物質などは、この中に閉じ込められ外に出ないようになります。溶融スラグの有効利用としまして、土木工事の際の埋め戻し材として砂の代わりに使うことで埋立処分することなく、有効利用されているところです。現在は、埋め戻し材として利用していますが、今後、道路の舗装資材としてアスファルトに混ぜて使う試験を行っており、将来的な利用方法として考えています。

○ 山賀会長：八子委員、いかがでしょうか。

○ 八子委員：道路に使う場合は、車両の運行による劣化が考えられますが、安全性は大丈夫なのでしょうか。

○ 本望廃棄物施設課長：固いガラス状の中に閉じ込めますので、有害物質が出るなどの問題はありません。なお、溶融スラグから有害物質が出ないかなど、土木工事で利用する場合も事前に試験をするなど安全性を確認してから利用されます。

○ 山賀会長：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。菊野委員。

○ 菊野委員：**資料7別紙**7ページ、基本政策2の課題として、業務の適正な執行状況についての検証が必要とありますが、現在はどのような検証を行っているのでしょうか。

○ 山賀会長：事務局、お願いします。

○ 本望廃棄物施設課長：新田清掃センターは全面的に運営を委託しましたが、モニタリングを行っております。職員が施設に常駐し、日報・月報の確認、委託経費等について確認をしております。

○ 山賀会長：菊野委員、いかがでしょうか。

○ 菊野委員：課題として検証が必要と記載したのはどのような意味でしょうか。どの部分が不安材料なのか、どの部分の検証が足りていないのかということで、課題としたのでしょうか。

○ 山賀会長：事務局、お願いします。

○ 塚本廃棄物政策課長：検証は、継続的に行っていく事項です。現在行っているからいいということではありません。今後も継続的に行っていくことから、課題として記載しました。現在の委託に問題があるということではありません。業務が適正に行われているかの検証を続けていく必要があるという意味でございます。

○ 山賀会長：菊野委員、いかがでしょうか。

○ 菊野委員：課題と記載されていますと、何かの改善が必要であると捉えてしまいます。委員の皆さまに限らず、この資料をご覧になる方がそのように捉えると思います。表記の仕方をあらためるなど検討されることがいいと思います。

○ 山賀会長：事務局、お願いします。

- 塚本廃棄物政策課長：表記については、変更させていただきたいと思います。
- 山賀会長：他に、ご意見、ご質問はありますか。掛川委員。
- 掛川委員：**資料7別紙**7ページ、基本施策1の効果として、焼却ごみの集約化により稼働率が向上したとあります。施設の稼働率の計算は、定期点検などの日数を除いていると説明がありました。今後、稼働率は100%に近づけていくのか、それとも平成28年度の推計値である85.8%ぐらいを現状として維持していくのかお聞きします。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：市では、ごみの減量化を進めていることから、基本的には現在の処理体制であれば、徐々に焼却施設の稼働率は下がっていくことが理想的です。とはいえ、近々に稼働率が極端に下がることはありません。また、施設の安定的な運転の観点からも、今後のごみ量の推移を見ていく必要があります。例えば、焼却炉が老朽化し効率的な運転ができないようであれば新しい焼却炉への更新や廃止、あるいは施設の統廃合といった可能性もあると思います。すぐに、焼却施設を廃止するという状況ではありません。これまでに、新津クリーンセンターと白根グリーンタワーの2カ所を停止していますので、稼働している4カ所でどのように調整していくかということが課題となります。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。石井委員。
- 石井委員：**資料7別紙**7ページ、基本施策2の課題として、高品質な資源物の確保とありますが、どのような課題があるのでしょうか。また、集団資源回収の促進とありますが、集団資源回収については現状でも十分に行われていると思いますが、今後の取組みについて、何か課題があるのでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：高品質な資源物の確保については、燃やさないごみや粗大ごみから取り出した金属類を資源物として売り払うことで、市の歳入となり、ごみ処理コストの削減につながります。燃やさないごみからの使用済小型家電ピックアップ回収や市民の皆さまから分別していただくことで、資源物として売り払うことができます。
- 登石廃棄物対策課長：集団資源回収の促進についてご説明いたします。現状の古紙類の回収量は、集団資源回収が約8割、ごみ集積場から回収する行政収集が約2割となっています。行政収集は、少ない量の古紙をごみ集積場から収集するため、効率がよくないと考えております。これまでの取組みとしまして、行政収集から集団資源回収へのモデル事業を行っています。先ほど説明しましたとおり、モデル事業では行政収集による古紙回収をなくし、集団資源回収をコミュニティ協議会で取り組んでいただく事業です。ごみ集積場に出していた古紙類がこれまでの行政収集からそのまま集団資源回収に移行するものであり、秋葉区と南区の一部で行われています。この事業が拡大し、すべてが集団資源回収になれば、行政収集が必要ないこととなりますが、集団資源回収は自治会・町内会と業者との契約になるため、ある程度の古紙の収集量がなければ業者の収入に結び付きません。既に、集団資源回収を行っている自治会・町内会がある状況で、さらに一歩踏み込んでコミュニティ協議会単位で集団資源回収を実施するためには、回収業者が集める収集量の確保やコミュニティ協議会への1キログラムあたり3円の支援金、自治会・町内会への1キログラムあたり6円の奨励金の調整が必要になってくるかと思えます。また、コミュニティ協議会内のすべての自治会・町内会の同意が必要であること及び回収業者のメリットを確保できるか

が課題となっています。

- 山賀会長：石井委員、いかがでしょうか。
- 石井委員：各地域には、コミュニティ協議会の中に自治会・町内会があります。集団資源回収については自治会・町内会で取組んでいる場合、婦人会や老人会で取組んでいる場合など、いろいろな団体が集団資源回収を行っています。既に集団資源回収を実施している古紙類まで、モデル事業としてコミュニティ協議会に移すことではないと理解していいのでしょうか。それとも、コミュニティ協議会として取組んでいない地域で行うということでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：モデル事業を実施する際は、既に集団資源回収に取り組んでいる団体がある場合は、その地域を含むことはいたしません。集団資源回収以外で、例えばごみ集積場に古紙を出して行政収集している分を、集団資源回収に移行するというのがモデル事業の趣旨です。集団資源回収に移すことは、回収業者の集める量が限られます。先ほど説明しましたとおり、集団資源回収はコミュニティ協議会と古紙回収業者との契約になりますので、回収業者もある程度の量が見込めなければ、収集できないということになります。
- 山賀会長：石井委員、いかがでしょうか。
- 石井委員：私の住んでいる地域では、古紙類を出すのは集団資源回収、ごみ集積場など、各世帯に自由に任せております。コミュニティ協議会に1キログラムあたり3円の支援金が交付されますが、行政収集の収集日に出そうと思う方が出しています。集団資源回収のモデル事業では、行政収集を全くせず、コミュニティ協議会を集団資源回収の実施団体として、奨励金を交付するというのでしょうか。
- 登石廃棄物対策課長：委員お住いの地域で集団資源回収として取り組んでいるのは、そのまま変更ありません。モデル事業では、集団資源回収を実施していない地域でごみ集積場に出された古紙類を集団資源回収とみなし、1キログラムあたり6円の奨励金を交付します。このことから、集団資源回収を既に取り組んでいる地域では、回収業者から見ますと出される量が限られますので、メリットがないこととなります。確実に言えることとしては、既に自治会や婦人会の団体が取組んでいる集団資源回収には、決して干渉しないということです。ご了解いただきたいと思えます。
- 山賀会長：ありがとうございます。活発な議論をいただきまして、多くのご意見、ご質問いただいておりますが、時間の関係もございまして、ここで締めたいと思えます。ここからは、基本方針1から基本方針4までの全体を通して、あらためて委員の皆さんからご質問やご意見等を承りたいと思えます。
まず、基本方針1と基本方針2に関しご意見、ご質問ありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：前回の審議会で雑がみとして出せる大きさについて質問させていただきました。ご回答をいただきましたので、私の所属する団体の会議で皆さんにお話ししましたら、意外と知られていないことが分かりました。今後は、出し方について気をつけるというような話題になりました。あらためて確認できましたことを報告させていただきます。
- 山賀会長：事務局から、何かありますでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長：雑がみに関しては、周知するためにクリアファイルやチラシを作成しています。必要でしたら、事務局へお申し付けください。

- 山賀会長：他に、基本方針1及び基本方針2でご質問、ご意見ありますでしょうか。

<なし>

- 山賀会長：次に、基本方針3及び基本方針4について、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

<なし>

- 山賀会長：特にご意見がないようですので、議題（1）新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについての審議は、本日はこれで終了いたします。活発なご議論ありがとうございました。

3. 連絡事項等

- 山賀会長：次に、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長：次回の審議会は、12月20日（火曜日）午前10時から、市役所分館6階601会議室で開催いたします。本日までの審議内容を取りまとめました、新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しの答申案をご審議いただく予定でございます。
また、本日、照会票を配布しました。これまでの審議会と同様、お気づきの点、あるいは会議で質問できなかったことがありましたら、照会票により事務局へご連絡ください。
- 山賀会長：連絡事項につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

<なし>

- 山賀会長：ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の審議を終了いたします。進行を司会にお返しいたします。

4. 閉会

- 石崎廃棄物政策課長補佐：委員の皆さまにおかれましては、大変お疲れさまでした。これをもちまして本日の会議を閉会いたします。